

船舶事故調査（遊漁船あままさ丸遊漁船はなぶさ丸衝突）について
（経過報告）

令和4年4月28日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年5月20日、千葉県いすみ市大原漁港東南東方沖において発生した船舶事故（遊漁船あままさ丸遊漁船はなぶさ丸衝突）について、令和3年5月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

また、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

なお、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

千葉県いすみ市大原漁港東南東方沖において、遊漁船あままさ丸（総トン数17トン）（以下「A船」という。）は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ南進中、遊漁船はなぶさ丸（総トン数4.99トン）（以下「B船」という。）は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、漂泊して釣り中、令和3年5月20日09時42分ごろ両船が衝突した。

B船は、釣り客1人が死亡し、船尾部が大破するとともにスパンカーマストが脱落し、A船は、船底部に擦過傷等を生じた。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（A船及びB船）、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

A船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、釣り場移動のため、千葉県いすみ市大原漁港東方沖の釣り場を出発して南進中、B船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を

乗せ、同港東南東方沖で漂泊して釣り中、令和3年5月20日09時42分ごろ、千葉県いすみ市大原漁港東南東方沖において、両船が衝突した。

(2) 死傷者

A船：なし

B船：死亡1人

(3) 船舶の損傷等

A船：船首船底部に擦過傷等

B船：船尾部が大破、船尾部のスパンカーマストが脱落

(4) 気象・海象

本事故現場の西南西方約1.8kmに位置する勝浦特別地域気象観測所における本事故当日の観測値は、次のとおりであった。

9時00分 天気 曇り 気温 20.2℃、風速 1.8m/s、風向 東北東
視程 8.05km

10時00分 天気 曇り 気温 19.8℃、風速 2.5m/s、風向 東
視程 7.84km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。